

P.119 1番（南谷清司君）

◆1番（南谷清司君） 皆さん、こんにちは。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして、「防災について」と「教育実習について」の2項目をお伺いします。

最初に、標題1の「防災について」お伺いします。

新型コロナウイルス感染症は、第1波、第2波と感染拡大を繰り返し、市民の生活に大きな影響を与えています。このような感染症には、この約10年間にSARSと呼ばれる重症急性呼吸器症候群、国内では約100人が死亡したとも言われる新型インフルエンザ、MERSと呼ばれる中東呼吸器症候群がありました。

このように、私たちに脅威を与える感染症は繰り返し発生しており、今回の新型コロナウイルス感染症が収まったとしても、歴史は繰り返すというわけで、数年後には新しい感染症が流行するかもしれません。今回のコロナ感染症だけではなく、危険な感染症への対応はこれからも続く可能性が高いわけです。

一方、大きな自然災害も頻繁に発生しています。この2年間では、震度6弱の大阪府北部地震、震度7の北海道胆振東部地震がありました。川の氾濫では、倉敷市の高梁川、長野県の千曲川が氾濫しました。県内では関市の津保川も氾濫しました。また、約90万戸に及び大規模停電も発生し、千葉市内では停電の全面復旧までに約2週間ほど要しました。

そして、今年の梅雨の熊本の球磨川、山形県の最上川などが氾濫した、死者約80人を数える令和2年7月豪雨です。岐阜県でも、下呂市の飛騨川、美濃市の長良川などで氾濫が発生しました。

こちらも感染症と同様に歴史は繰り返すというわけで、自然災害に対する対応がこれからも続くわけです。このような近年の状況を踏まえると、経験の範囲を超えるような自然災害に備えるとともに、感染症も意識した防災対策、避難所運営に取り組みなければなりません。

その点、羽島市では、今年になって3月に羽島市地域防災計画を改訂し、さらに新型コロナウイルス感染症を踏まえて、5月には羽島市業務継続計画を策定し、6月には避難所運営ガイドラインを見直されたところです。各担当の職員の方々には、市民の財産と安全を守るために、変化する状況に応じた最善の努力をいただいています。ありがとうございます。

しかしながら、100年に一度とか想定外という言葉が頻繁に使われ、自宅待機、垂直避難、分散避難などを検討することが求められています。羽島市でも、8月に自宅での安全確保が可能な場合には、自宅での避難を基本とした避難所開設が広報されました。このような、今までとは異なる状況の中では、感染症対策も踏まえた新しい避難の考え方、それを実現するための避難所配置について、いま一度検討してみることも必要ではないかと思われます。

各地域、各集落の避難の在り方は、その地理的条件や自然災害の状況、感染症の流行具合などにより様々です。学校などの避難所までの道が水田の中で、また距離もあるなど、地域的に独立しているような集落もあります。また、地域にとどまって地域住民が力を合わせて救助活動をしなければならない集落があるかもしれません。

避難所の収容人数が少なく、感染症拡大を防ぐために避難所へ行くことをためらう場合もあるかもしれません。実際、今回の台風では、避難所の定員をコロナ感染防止で減らしたため、避難所が満員で、避難者が入れなかったという報道もあります。

このような様々な状況を考えると、避難者を学校体育館などの避難所に集めて安全を確保し、その避難所で情報提供や食料配給などの生活支援をしていくことを基本にした、今までの避難所配置の基本的な考え方には、さらなる検討を加える必要もありそうです。

学校体育館などの避難所以外にも、各地域、各集落に一時的に避難するための小規模な避難所を配置して、災害時の状況に応じて学校体育館とこれら地域の一時的な小規模避難所の、どちらか最適な避難所を選択して避難するという考え方にも、これからは対応していく必要があると思われます。

そう思って調べたところ、既に羽島市では学校体育館等の指定避難所とは別に、各地域に公民館や寺社仏閣などを活用した一時（いつとき）避難所が指定されています。しかし、一時（いつとき）避難所には、耐震性など十分な安全性を備えているとは言いがたい場所もありそうです。

また、これらの避難所以外にも、公園68か所が危険から命を守るための一時的な避難場所である指定緊急避難場所に指定されています。いわゆる防災公園とも呼ばれる公園です。しかし、公園を活用した指定緊急避難場所は、その多くが市中央部や市街化区域にあり、市南部や市北部の旧来からの集落には少ないようです。

このような現状を踏まえると、各地域にある一時（いつとき）避難所と、公園を活用した指定緊急避難場所の統合、再編などにより、防災拠点としての一時的な小規模避難所を確保することは、先ほどからお話しているように、最適な避難所を選択して避難するための選択肢を確保するという点から、重要なことだと思われます。また、分かりやすい避難の選択肢を示すという点からも重要です。

この実現のためには、土地確保が大きな課題になるわけですが、地域の方から防災上有効と判断できるような適切な土地を寄附していただけたら、その課題も解決しそうです。従来は、土地区画整理事業に伴う土地や、市の施設の跡地を活用して公園を造り、その公園を指定緊急避難場所として指定してきたわけですが、その方法だけでは、さらに増やしていくには限界がありそうです。このような、いわゆる防災公園を増やしていくためには、市民からの寄附がもしあればそれを活用するという柔軟な考え方、対応も必要ではないでしょうか。

特に、市南部や市北部の旧来からの集落にありがちな、避難所まで遠く、災害時にはその経路に障がいがあり、しかも地理的に孤立しているような集落の防災にとっては、大変有効な方法だと思います。

地域の方の寄附をいただけるかどうかは課題ですが、特に市南部や市北部の旧来の集落の防災においては、学校体育館等の指定避難所のサテライト的な、地域や集落に根差した防災拠点としての一時的な小規模避難所を設置することは、必要な考え方だと思われます。大きく構えれば、学校等の防災拠点を中心とした小規模避難所のネットワーク構築へ、大胆に言えば、点から面への転換です。

その土地が地域や集落にとって公園や防災に適した土地であるならば、市が用地取得費用を負担することなく、市民の豊かな生活に資するための公園を造りながら、地域の防災拠点として一時的な小規模避難所を設置することができます。そして、学校体育館等の指定避難所などへ避難者が一気に集中することを減らすことにより、感染症拡大を防ぐことも可能となります。さらには、地域住民による一時的な救助活動の拠点としての活用もできます。将来の維持管理の課題はあるものの、メリットのほうがかなり多いような気がします。

市民にとって、災害時に必要なことは、災害が発生しつつあるときに、その状況に応じた命を守る行動の選択肢を確保することと、災害が発生した後、地域住民とともに救助活動をしながら、一定期間生き抜くための拠点を身近な場所に確保することだと思います。

そこでお伺いします。従来からの方法だけでなく、市民からの土地寄附など柔軟な土地確保策も取り入れて公園を造り、各地域、各集落の実情に応じた小規模防災拠点兼避難場所を整備して、市民の避難の選択肢を確保する取組についてどのようにお考えでしょうか。

次に、標題2の「教育実習について」お伺いします。

教育実習は、教員免許の取得を希望する大学生などが、小学校や中学校などで、授業や学級経営の実際を体験しながら学ぶ実習です。羽島市内の小・中

学校では一般的に9月から始まり、約4週間行われます。

この教育実習は、制度としては大学の権限と責任の下、大学生から授業料を徴収をして、その対価として実施される大学の授業です。実習成果を評価し、単位習得を認定するのも当然大学です。実際に教育実習が行われる小・中学校には、教育実習を実施する義務はありません。小・中学校は、大学からの依頼を受けて教育実習を受けて入れて、大学の教授の代わりに先生方が、本来の職務外として大学生を指導をしています。

なお、県内小・中学校の先生の研修校であった岐阜市内の学校が、昨年度のいじめ自殺事案の要因の一つに、教育実習受入れによる教員の多忙化があるとの指摘を受け、教育実習の受入れ規模を縮小することになっています。そのため、羽島市内の小・中学校で教育実習をする大学生は、従来からの岐阜聖徳学園大学教育学部の大学生に加え、岐阜大学教育学部の大学生が増えることとなります。

子供たちにとって、若くて元気な教育実習生は大変人気があります。もっとも、子供が大学生の練習台にされるわけですから、子供が犠牲になる面も多少はあるかもしれません。しかし、教育実習生はたとえ失敗しても、子供たちにエネルギーや意欲を残してくれる貴重な存在です。

しかし、今はコロナ社会です。当然のことながら、教育実習では大学生が子供たちと対面授業を行うので、大学生から子供たちにコロナ感染症が広がり、さらに家庭でおじいさん、おばあさんへと広がる可能性もあります。実際、コロナ感染症拡大防止のため、大学での対面授業を中止して、オンライン授業を今も引き続き実施している大学があるほどです。

このような状況の中、たとえ教育実習のためといえども、大学生が子供たちと対面授業をすることは、保護者の心情からすると大きな不安を招くことかもしれません。「大学は自分たちさえいければ、私たちの子供たちはどうなっても知らないと言うのか」という声が出てくるかもしれません。

文部科学省は、早くも5月1日の段階で、4週間の教育実習を2週間に短縮できることを通知しました。また、7月28日には岐阜県副知事が、20歳代の感染者が急増していることを受け、大学へ、「危機感を共有し、いま一度学生や教員への注意喚起をお願いしたい」と厳しい口調で呼びかけたという報道がありました。

さらには、8月11日には文部科学省が、教育実習を行わず、大学の講義で代替できることまでも通知しました。それを受けてか、早速8月19日に、三重大学教育学部が教育実習の中止を決定したという報道もあります。また、県内でも小学校長の話など、映像による教育実習に代わる講義の準備をしている大学もあるという話が聞こえてきます。

このような状況を考えると、教育実習は小・中学校の業務ではなく、大学の責任と権限で実施されることを踏まえ、少なくとも、羽島市教育委員会から大学に対して、大学自身が自らの責任において教育実習におけるコロナ感染症拡大防止対策を確実に実施するよう、厳しく求める必要があります。

そこでお伺いします。教育実習によるコロナ感染症拡大の防止について、羽島市教育委員会と教育実習の実施責任者である大学との協議内容についてご説明ください。併せて、今年の教育実習の実施状況についてもご説明ください。

1回目の質問は以上です。よろしくお願いたします。

P.123 市長室長（国枝篤志君）

◎市長室長（国枝篤志君） 私からは、防災について、避難所配置の考え方と今後についてお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症に対応した避難所では、従来よりも収容人数が少なくなりますことから、指定避難所ではない学校の武道場及びグラウンドについても避難を想定しています。併せて、指定緊急避難場所とした公園のうち、災害用トイレのある5か所を優先活用し、テント避難を含む車中泊避難のスペースとする検討をしています。

今年度に建設予定の北部給食センター跡地の公園についても、災害用トイレを設置し、防災機能を持たせた設計としています。都市公園の整備に当たっては、既存の公園配置、道路整備状況等を考慮するとともに、開発基準に基づいた最低敷地面積150平米以上の土地であることが必要となります。

議員ご提案の、公園敷地として土地の寄附の申出をいただいた場合も、同様の取扱いをしております。地元の協力体制や地域的に防災に適している場所かどうかなどの面も考慮し、検討をさせていただきます。

P.123 教育長（森嘉長君）

◎教育長（森嘉長君） 私からは、標題2項目に関わって、コロナ社会における教育実習についてお答えします。

教育実習における新型コロナウイルス感染症拡大の防止について、実習期間の短縮と健康管理の徹底を大学と協議いたしました。議員ご指摘のとおり、文部科学省の通知により、令和2年度は実施期間を弾力化することが可能となったことから、教育実習を実施する大学と協議し、小・中学校、義務教育学校いずれも実習期間を短縮し、10日間で行うことといたしました。

実習生の健康管理につきましては、実習期間はもちろんのこと、実習実施の2週間前から、毎日の検温及び風邪症状の点検を行い記録を取ること、日常生活において感染リスクの高い場所に行く機会を減らすこと、手洗いや咳エチケットを徹底することなどを行うことを確認しました。

協議を受けまして、小学校及び義務教育学校前期課程では、8月下旬から9月中旬にかけて、10日間の教育実習を実施しています。中学校及び義務教育学校後期課程では、10月下旬から11月中旬にかけて、同じく10日間の実施をする予定となっています。

以上でございます。

P.124 1番（南谷清司君）

◆1番（南谷清司君） 防災についてご答弁ありがとうございます。各地域、各集落の実情に合わせた柔軟な取組をよろしくお願いたします。いつ何時どのような災害に襲われるか分からない時代です。感染症の不安もあるこれらを考えると、状況に合わせた避難場所の選択は、避難する場合の重要なポイントとなりそうです。各地域、各集落に有効な避難の選択肢を提供できるよう、よろしくお願いたします。

次に、教育実習についてでございます。教育長、ご答弁ありがとうございます。

保護者の方々に安心していただけるような教育実習となるよう、今後も大学に対してしっかりと要求していただきたいと思います。

さて、次は教育実習と小・中学校の先生方の負担の関係についてお尋ねします。

先ほどから何回も触れているように、教育実習は大学の権限と責任の下実施される、大学の授業です。しかし、実際に教育実習生のお世話、指導するのは大学の教授ではなく、小・中学校などの先生方です。教育実習の指導は、小・中学校の先生方の職務の範囲外ですが、大学の教授に代わり、学校の先生がボランティアで大学生の指導をしているわけです。

しかし、ボランティアでの指導とはいっても、受け入れる小・中学校の負担は相当なものです。毎日の教育実習生の教科の授業や学級経営に対する指導と評価、さらには日々の教育実習記録ノートの点検、そして教育実習全体に対する評価など、先生にとって多くの仕事が増えることとなります。

教育実習を受け入れた学校の先生にとっては、結果的に教員の多忙化に拍車がかかります。その上、今はコロナ感染症対応で、消毒、清掃、健康状態確認などの仕事、コロナ休校で遅れた授業の対応、3年生は進路指導もあり、先生方の業務は増える一方です。

この状況は、昨年度のいじめ自殺事案の要因の一つに、教育実習受入れによる教員の多忙化があるとの指摘を持ち出すまでもなく、教育の中で最も大切と思われる、目の前の子供たちに寄り添ったきめ細かい指導の時間が奪われることにつながってきます。とはいうものの、先生方は自分も教育実習で先輩の先生にお世話になったので、今度は自分が後輩を育てる番だという思いで、多忙な中にも関わらず、また大学の業務にも関わらず、ボランティアで精いっぱい協力していらっしゃいます。

私は、教育実習の受入れは、先生方に初心を思い出す機会や、新しい考え方、ものの見方を発見する機会を与えてくれるメリットもあることから、また、子供たちにもエネルギーや意欲を残してくれる貴重な存在であることから、今後も続けていくべきと考えています。

しかし、先生方の多忙化解消も重要な課題です。先生方の教育実習の負担を少しでも軽減する方策を考え、多忙化解消と教育実習が共存する方法を考えなければなりません。例えば、大学が定めた実習記録や実習評価表などへ先生方が記入することは一切やめて、羽島市教育委員会が定めた市内統一の様式に記入するという方法があります。

文章表現は一切なしの、出欠と実習内容のみを証明し、総合評価については、S・A・B・C・Dなどの5段階の記号評価のみという、最低限必要な項目に限定したシンプルな羽島市統一様式で、大学へ報告することにはどうでしょうか。教員の働き方改革が叫ばれている現在、大学も反対はしないとされますし、大学にとってもそれだけあれば十分だと思います。

そもそも教育実習に関する指導や評価は大学の授業なので、大学の教授が各小・中学校を訪問して大学生の様子を観察したりするなどして、大学が責任を持ってやるべき業務ですから、反対する根拠がありません。大学は教育実習相当分の授業料を教育実習生から徴収しているのですから、そのくらいやって当然です。

そこでお伺いします。教員の働き方改革は待ったなしの状況です。特に教育実習は先生方の本来の職務ではないことから、その負担の軽減について、至急取り進む必要があります。先生方の教育実習に係る負担軽減の状況と今後の方策についてご説明ください。

P.125 教育長（森嘉長君）

◎教育長（森嘉長君） お答えいたします。

教育実習は、教職員の負担軽減を図りながら、教育実習の目的を達成し、学生にとっても意義あるものにする必要があると考えます。例えば、授業の計画案につきまして、担当教員が具体的に例示したり、学生と一緒に考えたりすることにより、指導の効率化を図っているところです。

また、毎日の記録につきまして、これまでは所見を文章で記入することで、教育実習生を励ましたり、実習についてのアドバイスをしたりしていました。今年度は二重丸や丸、三角などの記号を使って評価をし、その評価の根拠や意図について、教育実習生に口頭で丁寧に説明するなどして、効率化を求めつつも、十分にコミュニケーションを図っているところです。

実習の成績・評価につきましても、文章表現は行わず、数値や記号による評価をしたり成績をつけたりして、簡素化を図ってまいります。

今後、実習の成績評価に関わって、当市の統一形式として実施が可能かどうか、各大学とも協議を重ね、検討してまいりたいと考えています。また、来年度から導入予定の変形労働時間制の在り方について、教育実習期間中の超過勤務を夏季休業期間中に補うことなど、併せて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

P.126 1番（南谷清司君）

◆1番（南谷清司君） 教育長、ご答弁ありがとうございます。

実際の学校現場の先生方の働き方に合わせた効果を重視するという取組で、大変ありがたいかなと思います。

大学や他市町村教委との関係もあり、羽島市教育委員会が独自の動きをすることには、確かに困難な面もあるかと思いますが、しかし、森教育長ならば、リーダーシップをもって県内の先頭を走ることができると思います。また、それを期待している他の市町村教育長も多いことと思います。

羽島市から新たな動きを発信することは、羽島市の教育のPRになります。長期的には優秀な先生が羽島市勤務を希望し、羽島市の学校教育がより一層充実発展することにつながります。特に、先生方の教育実習の負担軽減の取組は、先生方の中で大きな話題になるとともに、希望の光になると思います。私も可能であれば、県教委や大学へ働きかけるなど、精いっぱい応援させていただきます。よろしく願いたします。

さて、最後に、今までの話を総括しての質問です。

教育実習の手続は一般的には、教育実習を希望する大学生が該当小・中学校などを訪問して、校長から内諾を得ます。その後、大学生は大学へ、校長は教育委員会へ、それぞれ内諾を得たこと、内諾を与えたことを報告します。その報告を受けて、大学と教育委員会が教育実習の依頼と受諾の公文書を交換します。この段階で、教育委員会と大学との間で教育実習受入れの契約が正式に成立するわけです。

この流れの中では、教育実習を受け入れるかどうかは、実質的に該当校の校長が決めることとなります。学校の状況を一番よく分かっている校長が決めるということは、現実的に即して良いことだと思いますが、課題もあります。それは、各教科、何人の教育実習生まで受け入れてよいかを判断する基準が、校長任せになってしまうことです。そこには、教員希望者のためにという思いから、無理をして受け入れてしまう可能性があります。そして、その無理はポディーブローのようにじわりじわりと先生方に効いてきます。

各学校の子供たちの人数や学級数は様々です。教員の人数も、常勤講師や採用されたばかりの教員が多い学校から、ベテラン教員が多い学校まで様々です。中学校ですと、国語、数学、英語、体育、家庭などの教科別に指導することになりますが、各教科の教員の人数も様々です。病気がちの先生がいる学校もあるし、子育て真っ最中の先生が多い学校もあります。このような状況を踏まえると、学校運営や教育実習が適切に実施されるためには、教育実習の大学生の受入れ可能人数について、羽島市教育委員会による指針やガイドラインのようなものが必要ではないでしょうか。

また、先ほどの教育実習記録の在り方、大学教授の教育実習中の大学生への責任ある指導、紙や教具、印刷、光熱費、人件費など教育実習に係る経費の負担方法、大学生の健康管理などについても、大学が定めた基準によるのではなく、羽島市教育委員会の責任において統一的に定めておく必要があると思います。そして、教育実習を受け入れる学校と先生方、保護者は当然のこと、教育実習を希望する大学教育学部や大学生にも周知すべきだと思います。

また、今回は特に教育実習について取り上げましたが、実際には教育実習だけではなく、例えば岐阜大学教育学部では、1年時に教職トライアル、2年時に教職リサーチ、4年時に教職インターンがあります。岐阜聖徳学園大学教育学部でも、1年時に学校ふれあい体験、2年時に教育実践観察、4年時に学校インターンシップがあります。大学の教育学部では、特色ある教育内容として、教育実習と同じような小・中学校などでの体験実習を毎学年に組んでおり、これらへの対応も同様です。

そこでお伺いします。羽島市教育委員会として、教育実習など体験実習の受入れや実施についての指針やガイドラインを策定し、大学や大学生、さらには体験実習の相手となる子供たちの保護者へ周知すべきと思いますが、お考えをお聞かせください。

P.127 教育長（森嘉長君）

◎教育長（森嘉長君） お答えします。

議員ご指摘のとおり、教育実習など体験学習の受入れや実施についての指針やガイドラインを策定することは、各学校が教育実習生の受入れや実施の際、その判断、運用の拠りどころとなり、実効性のある教育実習につながると思います。

ガイドラインの内容としましては、目的や体制、実習生の要件や受入れ基準、大学等の役割、実習生の責務、教育実習の評価や経費に関することなどを考えています。現在検討している受入れの基準としては、年間1校につき学級数の3分の2程度の人数を、受入れ限度数の目安としたいと考えています。

また、常勤講師や経験年数が3年に満たない教員は、模範となる授業の公開は行いますが、教育実習生の主たる指導を行わないことを原則とするなど、教職員の過重な負担とならないよう検討しているところです。

ガイドライン策定後はホームページに掲載し、大学生や教職員だけでなく、保護者や他の教育関係者に周知することにより、当市の教育実習について理解を深めていただき、教員養成のみならず、学校教育にとっても有意義なものとなるようにしてまいりたいと思います。

以上でございます。

P.128 1番（南谷清司君）

◆1番（南谷清司君） 教育長、ご答弁ありがとうございました。

教育実習について3項目のお尋ねをしました。私の基本的な考えは、子供たちの安全・安心を守るため、また先生方の多忙化を解消するために、大学が実施する教育実習などの体験実習の受入れについて、大学の依頼をそのまま受け入れるのではなく、羽島市教育委員会の権限と責任でもって、どうあるべきかを一定の基準でもって判断し、対応していただきたいということです。

体験実習に来る大学生、大学に代わって指導する先生方、場所を提供する子供たちと保護者、この三者がお互いにWin-Winとなるように、ぜひともよろしく願います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。